

教育委員会制度の見直しについて

1. 問題意識

- 現在の教育行政組織は、学習者から見て権限と責任の所在が曖昧になっており、学習者側の要望や意見に即応できる体制にはない。
- 教育委員会は、国の指導助言に基づく上意下達のシステムとして機能しがちであり、供給者側の視点に立った画一的な学校運営が行われている。
- 住民から直接選出された首長は、教育について住民の要請を満たすことが出来ない状況にある。

2. 見直しの方向性

- ①学習指導内容に基づく到達基準の明示
- ②学習者による教員評価に基づく教員の質の担保
- ③学習者の学校選択を通じた学校の質の担保

等

「国が権限と責任を持つべき必要最小限の事項」以外は、
教育委員会を、全国一律に必ず設置しなければならないとする現行制度を見直し、
選挙で選出された自治体の代表たる首長が教育ガバナンスの在り方を責任を持って決定できるようにする。

教育委員会の必置規制を撤廃すべきである。

各自治体における教育ガバナンスの在り方を原則自由とした上で、その具体の決定に当たっては、児童生徒・保護者の利益を最大化する観点から、以下の点を担保することとすべきである。

1. 教育現場に「権限」と「責任」を一体的に付与し、児童生徒・保護者に対する説明責任を全うできる体制とすること。
→ 例えば、市町村立小中学校等の教員人事権(採用、人事異動含む)については、速やかに学校設置者たる市町村に移譲すべきである。
2. 各学校の自主性、自律性を尊重し、創意工夫が発揮できる体制とすること。